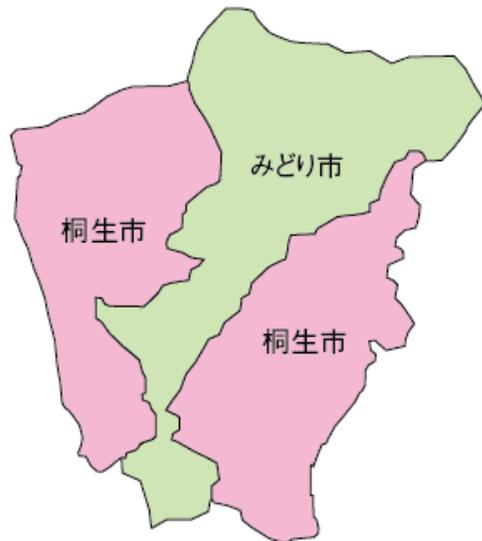


桐生・みどり新市建設研究会 研究成果報告書



平成 28 年 1 月 25 日
桐生・みどり新市建設研究会

目 次

1 桐生・みどり新市建設研究会の概要について	3 ページ
2 桐生・みどり新市建設研究会の研究成果について	7 ページ
(1) 合併を判断するための新市のイメージの研究成果について.....	10 ページ
(各ワーキンググループの研究成果)	
(2) 合併協議に必要な項目の研究成果について.....	50 ページ
3 総括 (まとめ)	80 ページ

1 桐生・みどり新市建設研究会の概要について

桐生・みどり新市建設研究会の概要について①

桐生・みどり新市建設研究会とは？

⇒ 両市の合併に必要な様々な調整事項の調査及び研究を行うため、両市長からの指示を受けて、平成26年12月19日に設置された両市の副市長らで組織した事務レベルの研究会です(全5回開催)。

【設置に至るまでの背景】

平成26年 5月12日 桐生市長 から みどり市長 へ任意合併協議会の設置について申し入れ

11月19日 みどり市長 から 桐生市長へ任意合併協議会の設置についての回答

⇒ 合併に必要な様々な事項を研究する組織である

「桐生・みどり新市建設研究会」設置の提案・合意

12月19日 「桐生・みどり新市建設研究会」の設置

桐生・みどり新市建設研究会の概要について②

桐生・みどり新市建設研究会の「研究項目」及び「組織」は以下のとおりです。

【研究項目】

- ① 合併に関わる問題の調査研究に関する事項
- ② 合併に関する基本的な事項
- ③ 新市建設に関する事項
- ④ 研究結果の取扱いに関する事項
- ⑤ その他合併に関し必要な事項

【組 織】

桐生市

副市長、教育長、総合政策部長、
広域調整室長

みどり市

副市長、教育長、総務部長、企画課長

事務局

桐生市広域調整室
みどり市企画課

桐生・みどり新市建設研究会の概要について③

桐生・みどり新市建設研究会の「開催結果」は以下のとおりです。

【開催結果】

- | | |
|-------------|--|
| 平成26年12月19日 | 「第1回桐生・みどり新市建設研究会」開催 <ul style="list-style-type: none">・要綱及び研究組織などを承認・合併に必要な様々な調整事項の調査・研究を両市で開始することを決定 |
| 平成27年 3月12日 | 「第2回桐生・みどり新市建設研究会」開催 <ul style="list-style-type: none">・各ワーキンググループにおける検討状況の報告 |
| 7月 3日 | 「第3回桐生・みどり新市建設研究会」開催 <ul style="list-style-type: none">・各ワーキンググループにおける検討状況の報告 |
| 10月21日 | 「第4回桐生・みどり新市建設研究会」開催 <ul style="list-style-type: none">・合併協議に必要な項目の検討、各ワーキンググループにおける検討状況の報告 |
| 12月25日 | 「第5回桐生・みどり新市建設研究会」開催 <ul style="list-style-type: none">・合併協議に必要な項目の検討、ワーキンググループからの研究結果などの報告 |

2 桐生・みどり新市建設研究会の研究成果について

2 桐生・みどり新市建設研究会の研究成果について①

【研究成果（1）合併を判断するための新市のイメージの研究成果について】

研究会の下部組織である「ワーキンググループ」（ワーキンググループ1～5）における研究成果の報告です。

ワーキンググループ名	研 究 項 目
ワーキンググループ1	両市の行政サービスの水準
ワーキンググループ2	両市の共通する課題、地域の抱える課題の解決
ワーキンググループ3	都市経営、行政運営から見た将来像
ワーキンググループ4	両市を一体的に考えた都市デザイン
ワーキンググループ5	連携中枢都市圏制度に対応した地域のあり方

2 桐生・みどり新市建設研究会の研究成果について②

【研究成果（２）合併協議に必要な項目の研究成果について】

両市長から追加で研究するよう指示のあった「本来、合併協議会で協議すべき事項」（以下の９項目）に関する研究成果の報告です。

「合併の方式」、「新市の名称」、「事務所の位置」、「議会議員の定数・任期」、
「市税（税率）の取扱い」、「国民健康保険税（税率）の取扱い」、「介護保険料の取扱い」、
「上水道事業の取扱い」、「競艇事業の取扱い」

【研究に至るまでの経緯】

平成27年 6月 1日 みどり市長 と 桐生市長の会談

⇒ 桐生市長 から みどり市長 へ任意合併協議会設置を再度申し入れ

8月24日 桐生市長 と みどり市長の会談

⇒ みどり市長 から 桐生市長 へ申し入れに対する回答

・現状で任意合併協議会を設置することへの回答はし難い

⇒ 「本来、合併協議会で協議すべき事項の研究」「研究成果の早期とりまとめ」
「市民への説明会などの実施」などについて合意

**(1) 合併を判断するための新市のイメージの研究成果について
(各ワーキンググループの研究成果)**

ワーキンググループ 1 における研究成果について①

【ワーキンググループ 1 における研究成果】

ワーキンググループ 1 では、両市で抽出した「市民生活に直結し、関心の高い行政サービス」のうち、両市の行政サービスに差があり、かつ、調整を図る必要があるものについて、両市が一つになった場合を想定し、サービス水準の高い方に合わせた場合に必要となる追加費用を試算しました。

その結果、平成 25 年度決算ベースで、総額約 6 億 9, 000 万円（年間）の財源が必要との試算結果を得ました。

【研究項目】

両市の行政サービスの水準

⇒ 市民生活に直結し、関心の高い行政サービスについて、サービス水準が高い方に合わせた場合に必要となる財政負担等を研究したものです。

※全事務事業について研究したものではありません。

【研究組織】

桐生市広域調整室

みどり市企画課

ワーキンググループ¹における研究成果について②

以下のとおり、抽出したサービスを「サービス水準の調整の要否」ごとに分類し、必要となる追加費用を試算した結果、年間約6億9,000万円が必要となりました。

抽出したサービスの分類		項目数	サービス水準の調整		必要となる追加費用
			不要	必要	
両市とも実施	サービス水準に差がないもの	42項目	42項目	0項目	0万円
	サービス水準に差があるもの	178項目	108項目	70項目	59,978万円
1市のみで実施		59項目	31項目	28項目	9,084万円
合計		279項目	181項目	98項目	69,062万円

※「必要となる追加費用」欄は、平成25年度決算ベースで試算したものです。 12

ワーキンググループ 1 における研究成果について③

以下のとおり、サービス水準が高い方に合わせた場合に必要となる追加費用を「サービスの区分（6種類）」ごとに試算した結果、「②教育・文化」が最も多くの追加費用が必要となりました。

	桐生市の方が水準が高い	みどり市の方が水準が高い	両市の水準が混在	算出困難	合計	必要となる追加費用
①保健・福祉	10項目	22項目	10項目	2項目	44項目	12,661万円
②教育・文化	5項目	10項目	1項目	0項目	16項目	22,016万円
③生活・環境	3項目	6項目	3項目	0項目	12項目	10,975万円
④都市基盤	4項目	1項目	1項目	4項目	10項目	6,117万円
⑤産業・観光	6項目	1項目	1項目	0項目	8項目	4,298万円
⑥その他	1項目	7項目	0項目	0項目	8項目	12,995万円
合計	29項目	47項目	16項目	6項目	98項目	69,062万円

ワーキンググループ①における研究成果について④

各分類の主な事務事業は以下のとおりです。

分類名	主な事務事業
①保健・福祉	医療助成 , 敬老祝金 , 保育園保育料 , 福祉タクシー , がん検診
②教育・文化	学校給食 , 幼稚園保育料 , 就学援助 , パソコン整備
③生活・環境	資源ごみ回収 , 住宅用新エネルギー補助金 , 消防団員報酬 , 交通指導員報酬
④都市基盤	バス運賃 , 浄化槽設置補助金 , 下水道使用料 , 公共物使用料
⑤産業・観光	利子補給 , 退職金共済制度補助 , 融資保証料補助 , 農業委員報酬
⑥その他	市税 , 各種証明書手数料 , 自治会・行政区運営

ワーキンググループ¹における研究成果について⑤

主な事務事業のうち、「両市のサービス水準に差がないもの」の一例は以下のとおりです。

分類名	事業名	桐生市の税率	みどり市の税率
⑥その他	個人市民税(均等割)	3,500円 [※]	3,500円 [※]
	個人市民税(所得割)	6%	6%
	固定資産税	1.4%	1.4%

※個人市民税3,500円には、復興特別税500円を含みます。

【表以外の税率で桐生市とみどり市が同率のもの（主なもの）】

軽自動車税 , 市たばこ税

ワーキンググループ①における研究成果について⑥

主な事務事業のうち、「両市のサービス水準に差があるもの」の一例は以下のとおりです。

分類名	事業名	桐生市の手数料	みどり市の手数料	サービス水準が高い方	
⑥その他	各種証明書の 手数料 (住民票等)	住民票の写し(単身)	350円	300円	みどり市
	住民票の写し(複数人)	350円	400円	桐生市	
	戸籍の附票の写し	350円	300円	みどり市	
	印鑑登録証の交付	350円	300円	みどり市	
	印鑑証明書	350円	300円	みどり市	

※「サービス水準が高い方」：ここでは、利用者負担額が少ない方のことをいいます。

ワーキンググループ¹における研究成果について⑦

主な事務事業のうち、「桐生市のみで実施しているもの」の一例は以下のとおりです。

【運転免許証自主返納サポート事業】

有効期間内の運転免許証を自主返納した方(桐生市民)に以下の①～③のいずれか一つを無償で交付します。

①おりひめバスの定期券, ②新里町デマンドタクシーの回数券, ③黒保根町デマンドタクシーの回数券

	70歳以上の方	70歳未満の方
①おりひめバスの定期券 (1年分)	6ヶ月分の敬老パスポート券×2枚	3ヶ月分の通勤定期券×4枚
②新里町デマンドタクシー の回数券	購入価格3,000円(4,500円分 利用可能)の回数券8セット	購入価格3,000円(3,300円分 利用可能)の回数券10セット
③黒保根町デマンドタクシー の回数券	購入価格3,000円(4,500円分 利用可能)の回数券8セット	購入価格3,000円(3,300円分 利用可能)の回数券10セット

ワーキンググループ 1 における研究成果について⑧

主な事務事業のうち、「みどり市のみで実施しているもの」の一例は以下のとおりです。

事業名	事業概要
子育て支援紙おむつ給付事業	18歳以下の児童を3人以上養育している世帯で、3人目以降の児童が満2歳になるまでの間、紙おむつを購入できる給付券を交付します。 (給付内容) 1ヶ月あたり2,000円分(1,000円券×2枚)交付
ねたきり老人及び重度身体障害児(者)理容サービス事業	在宅において生活する寝たきりの老人及び重度身体障害児(者)に対して、理容サービス事業を実施します。
福祉タクシー助成事業	公共交通機関の利用が困難な方 [※] に対して、1人当たり年間48枚の初乗り運賃分のタクシー券を交付します。 ※公共交通機関の利用者が困難な方とは、65歳以上の介護認定を受けた高齢者で所得税非課税かつ自動車不所持の世帯の方の事です。

ワーキンググループ2における研究成果について①

【ワーキンググループ2における研究成果】

ワーキンググループ2では、両市が抱えている課題を抽出し、両市が共通して問題意識を持つ課題と各市が抱えている固有の課題について、その解決策や財源の必要性の可否について研究しました。その結果、両市が抱えている課題として抽出した93項目のうち、両市が共通して問題意識を持つ課題が18項目、各市が抱えている固有の課題が75項目あり、約80%の項目で解決策を実行する際に財源が必要との結果を得ました。

【研究項目】

両市の共通する課題・地域の抱える課題の解決

⇒ 両市が共通して直面している課題や両市それぞれが抱えている懸案事項などを抽出し、両市でその解決策と財政面の影響を研究したものです。

【研究組織】

桐生市広域調整室

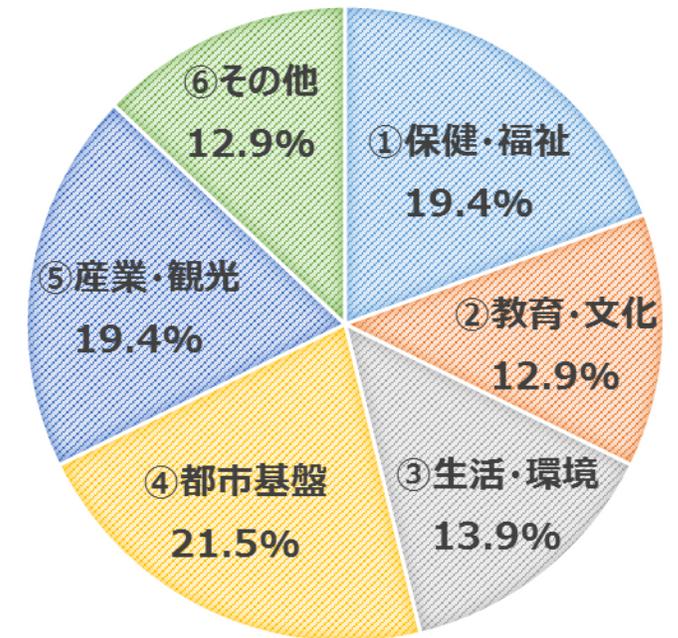
みどり市企画課

ワーキンググループ2における研究成果について②

以下のとおり、抽出した課題を「両市・各市別」「課題の区分（6種類）」ごとに分類した結果、課題が最も多い分野は、「④都市基盤」となりました。

	桐生の課題	みどり市の課題	両市共通の課題	合計
①保健・福祉	8項目	10項目	0項目	18項目
②教育・文化	3項目	4項目	5項目	12項目
③生活・環境	7項目	4項目	2項目	13項目
④都市基盤	12項目	2項目	6項目	20項目
⑤産業・観光	6項目	9項目	3項目	18項目
⑥その他	10項目	0項目	2項目	12項目
合計	46項目	29項目	18項目	93項目

【 6分類別割合 】

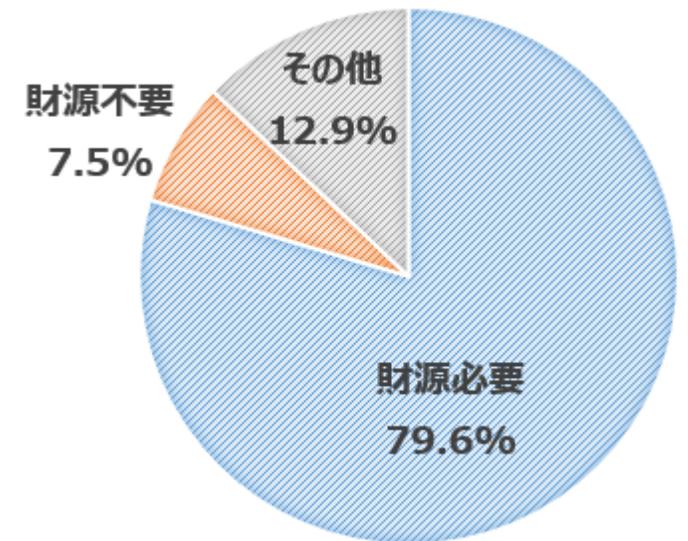


ワーキンググループ2における研究成果について③

以下のとおり、「両市・各市別」に分類した課題を「解決策に対する追加財源の要否」ごとに分類した結果、抽出した課題のうち、約80%のものが解決策を実行する際に財源が必要となりました。

	財源必要	財源不要	その他	合計
桐生市の課題	31項目	3項目	12項目	46項目
みどりの課題	26項目	3項目	0項目	29項目
両市共通の課題	17項目	1項目	0項目	18項目
合計	74項目	7項目	12項目	93項目

【 財源の要否別 】



※「その他」：他のワーキンググループで検討する課題 など。

ワーキンググループ2における研究成果について④

各分類の主な課題は以下のとおりです。

分類名	主な課題
①保健・福祉	福祉施設老朽化 , 生活保護 , 高齢者支援 , 過疎地域での保育
②教育・文化	スポーツ施設老朽化 , 伝統的建造物の管理 , 学校給食
③生活・環境	防災情報伝達システム , ごみ減量化 , 不法投棄 , 消費生活相談
④都市基盤	土地利用規制 , 空き家対策 , 道路整備計画 , 公共交通の連携
⑤産業・観光	観光施設老朽化 , 空き店舗対策 , 林業振興対策 , 有害鳥獣対策
⑥その他	市役所庁舎老朽化 , 人口減少対策 , 公共施設の管理

ワーキンググループ2における研究成果について⑤

主な課題の研究成果例は以下のとおりです。

項目名	課題	解決策	財源の要否
市役所庁舎の老朽化	有事の際には災害対策本部が設置される庁舎の老朽化対策	両市の将来を見据えた包括的な協議など	必要
人口減少対策	少子高齢化の急速な進展と地域間の格差拡大	定住・移住の促進、結婚・出産・子育て支援制度の充実など	必要
公共交通	交通弱者の移動手段の確保と鉄道・バス等の効率的な接続	既存の公共交通を維持しつつ、バスを補完するシステムの構築など	必要
災害情報伝達	災害発生状況などを迅速かつ的確に伝達するシステムの構築など	防災ラジオの可聴エリアの拡大に向けた効率的な方法の研究など	必要
土地利用規制	非線引き都市計画区域における土地利用規制	両市の一体的な土地利用規制や立地適正化計画の検討	不要

ワーキンググループ3における研究成果について

【ワーキンググループ3における研究成果】

ワーキンググループ3では、両市が一つになった場合を想定し、人口17万人規模の都市における「組織の規模」と「財政シミュレーション」について研究しました。

組織規模については、組織と職員数のスリム化を図ることにより、合併後10年間で203人削減、約75億円の削減効果が得られるとの試算結果となりました。

財政シミュレーションについては、合併後10年間の新市の財政を推計した結果、現在の行政サービス水準を維持・向上させるためには、合併による人件費の削減分を充てたとしても、財政調整基金から繰入れが必要になるとの推計結果を得ました。

【研究項目】

都市経営、行政運営から見た将来像

⇒ 両市が一つになった場合を想定し、人口17万人規模の都市における行財政運営などについて研究したものです。

【研究組織】

桐生市財政課、総務課、広域調整室
みどり市総務課、財政課、企画課

ワーキンググループ³における研究成果について【組織の規模①】

類似団体10市の平均から桐生市・みどり市の特性を考慮し、適正規模を試算した結果、合併後の職員数は現在よりも170人削減が可能となりました。

(A) 桐生・みどり	(B) 類似団体 ^{※1}	(C) 補正值 ^{※2}	(D) 補正後 (B + C)	削減効果 (A) - (D)
1,520人	1,292人	58人	1,350人	170人

※1 平成26年地方公共団体定員管理調査より（IVの市のうち、人口15万人以上19万人未満で面積400～700km²の10市を抽出）

※2 桐生市立商業高等学校、桐生が岡動物園などの桐生市・みどり市の特性を考慮した値。

現在の両市の組織体制、ワーキンググループ²における研究成果、市民サービスの向上、組織のスリム化などを考慮し、合併後の組織体制の適正規模を試算しました。

桐生市	みどり市	新市
15部69課	6部38課	14部74課

ワーキンググループ³における研究成果について【組織の規模②】

合併後10年間の退職者と新規採用者から人件費の削減効果額を試算した結果、合併後の10年間で職員数203人削減、その効果額は約75億円となりました。

【試算時の前提条件】

- ① 平成30年度からの10年間とします。
- ② 新規採用者は平成30年度から10年間、毎年10名採用と仮定します。
- ③ 桐生市の退職者は消防職を除きます。
- ④ 削減効果額は平成26年度普通会計決算ベースで試算します。

(A)両市の退職者数 (見込み)	(B)新採用	削減数 (A) - (B)	削減効果額 (平成30年度から 10年間の試算額)
303人	100人	203人	約75億円

ワーキンググループ³における研究成果について【財政シミュレーション①】

財政シミュレーションは、健全な財政運営を行うことを基本とし、他のワーキンググループにおける研究成果等を踏まえながら、平成30年度から平成39年度までの10年間の新市における歳入歳出（普通会計ベース）を推計しました。

【現在の両市における財政状況（平成25年度普通会計決算状況）】

	歳 入	歳 出
両 市 (桐生 + みどり)	65,244,714千円	61,424,834千円

※「歳入」「歳出」：平成25年度決算カードの各市の「歳入総額」と「歳出総額」を合算した金額を記載しました。

ワーキンググループ³における研究成果について【財政シミュレーション②】

平成30年度から10年間の新市における歳入は以下の条件を設定して推計しました。

【歳入の推計条件】

地 方 税	現行の制度を基準とし、今後の人口減少や地価公示価格の下落などを踏まえた微減傾向の推計
地 方 交 付 税	地方税の微減傾向による基準財政収入額を見込むとともに、平成30年度から合併後5年間の普通交付税合併算定替と平成35年度からの合併算定替終了による段階的減額を加味した微減傾向の推計
国 ・ 県 支 出 金	少子高齢化に伴う扶助費などの社会保障費の増加傾向に連動する増額分を見込むとともに、普通建設事業費、補助費及びその他経費に連動した推計
地 方 債	両市で計画している建設に必要な事業及びその他の事業に係る起債を推計するとともに、現行の地方財政制度を基に臨時財政対策債を踏まえて推計
そ の 他	地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入などについては、過去の実績や将来人口の見通しなどを踏まえて推計
サービス水準の高い方に合わせた場合の影響額	両市の行政サービスの水準に差があるものについては、サービスの水準が高い方に合わせた場合の歳入における影響額を踏まえて推計

ワーキンググループ③における研究成果について【財政シミュレーション③】

平成30年度から10年間の新市における歳入の推計結果は以下のとおりです。

【歳入の推計結果】

(単位：百万円)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
地方税	19,013	18,917	18,821	18,667	18,574	18,481	18,332	18,242	18,151	18,005
地方交付税	14,144	13,852	13,565	13,501	13,570	13,574	13,552	13,487	13,421	13,397
国・県支出金	12,886	12,975	13,067	13,155	13,240	13,327	13,423	13,506	13,592	13,689
地方債	4,172	4,172	4,172	4,172	4,172	4,172	4,172	3,972	3,972	3,972
その他	13,125	12,683	12,786	12,610	12,555	12,398	12,044	11,929	12,035	12,117
サービス水準の高い方に合わせた場合の影響額	△75	△75	△75	△75	△75	△75	△75	△75	△75	△75
計	63,265	62,524	62,336	62,030	62,036	61,877	61,448	61,061	61,096	61,105

ワーキンググループ³における研究成果について【財政シミュレーション⁴】

平成30年度から10年間の新市における**歳出**は以下の条件を設定して推計しました。

【歳出の推計条件】

人件費	合併に伴う特別職の減少を踏まえて推計。議会に係るものは、平成23年改正前の地方自治法第91条第2項の規定に基づく定数により算定
扶助費	平成27年度の決算見込額を基準に、少子高齢化に伴う社会保障費の増加などを踏まえた増加傾向の推計
公債費	合併前の起債に対する償還予定額と合併後の起債見込額に係る償還額を合算して推計
投資的経費	現在、両市で計画している事業費及び過去の実績などを踏まえて推計 (新庁舎建設や合併後の表示変更に関する事業費は含まず)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・物件費、維持補修費、補助費等は、過去の実績額を踏まえるとともに、合併に伴う事務事業統合による経費の減少を見込んで推計 ・繰出金は、高齢化率や将来人口の見通しなどを踏まえて推計
合併による人員削減の影響額	合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職の減少を踏まえて推計
サービス水準が高い方に合わせた場合の影響額	両市の行政サービスの水準に差があるものについては、サービスの水準が高い方に合わせた場合の歳出における影響額を踏まえて推計。投資的経費は初年度に一括計上

ワーキンググループ3における研究成果について【財政シミュレーション⑤】

平成30年度から10年間の新市における歳出の推計結果は以下のとおりです。

【歳出の推計結果】

(単位：百万円)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
人件費	12,220	11,985	11,970	11,927	12,077	11,927	11,970	11,820	11,884	12,034
扶助費	15,471	15,592	15,715	15,829	15,944	16,067	16,191	16,304	16,421	16,547
公債費	5,304	5,250	5,423	5,366	5,342	5,490	5,135	5,044	5,158	5,167
投資的経費	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626
その他	24,137	23,872	23,518	23,299	23,193	23,093	22,996	22,896	22,801	22,713
合併による人員削減の影響額	△ 108	△ 281	△ 396	△ 497	△ 626	△ 806	△ 950	△ 1,109	△ 1,274	△ 1,462
サービス水準の高い方に合わせた場合の影響額	615	480	480	480	480	480	480	480	480	480
計	63,265	62,524	62,336	62,030	62,036	61,877	61,448	61,061	61,096	61,105

ワーキンググループ°3における研究成果について【財政シミュレーション⑥】

ワーキンググループ°1の研究成果を踏まえ、現状のサービスを高い水準で維持・向上させることを前提に合併後10年間の財政シミュレーションを検討した結果、新市においては、人口減少などの影響により、地方税を始めとした歳入が減少傾向になることが予想される中、合併による事務事業の効率化が図られ人件費の削除は見込まれますが、財政調整基金からの繰入れは必要です。

これに加えて、両市共通の課題などを解決するためには財源が必要とのワーキンググループ°2の検討結果等を考慮すると、市民の利便性等を確保しながら、健全な財政運営を続ける上では、より一層の行財政改革に努めるとともに、サービス水準の再検討も必要です。

【合併後10年間ににおける新市の財政状況の推計結果】

(単位：百万円)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
歳入	63,265	62,524	62,336	62,030	62,036	61,877	61,448	61,061	61,096	61,105
歳出	63,265	62,524	62,336	62,030	62,036	61,877	61,448	61,061	61,096	61,105
財政調整基金 年度末残高	14,726	14,939	14,628	14,263	13,839	13,499	13,460	13,538	13,487	13,263

ワーキンググループ³における研究成果について【財政シミュレーション⑦】

新市の人口と同規模程度の他市における歳入・歳出（平成25年度）は以下のとおりです。

※「歳入」「歳出」：平成25年度決算カードの「歳入総額」「歳出総額」を記載（平成25年度普通会計決算状況）

市名	歳入	歳出
帯広市	80,940,594千円	79,945,553千円
苫小牧市	70,673,534千円	69,195,089千円
弘前市	85,124,222千円	83,593,871千円
上田市	75,010,268千円	71,771,634千円
松阪市	59,939,441千円	58,582,909千円
出雲市	77,158,179千円	75,787,551千円
東広島市	78,113,927千円	73,793,489千円
今治市	82,181,924千円	78,002,920千円
都城市	78,947,279千円	77,357,103千円
9市平均	76,454,374千円	74,225,569千円

※平成26年地方公共団体定員管理調査より（IVの市のうち、人口15万人以上19万人未満で面積400～700km²の石巻市を除く9市^{*}を抽出）（石巻市は震災復興特別交付税等を含むため、一覧表から除外しました。）

ワーキンググループ4における研究成果について

【ワーキンググループ4における研究成果】

ワーキンググループ4では、両市が一つになった場合を想定し、総体的な地域づくりを検討する上で、根幹となる要素について、以下①～③のとおり一定の方針をとりまとめました。

- ①都市整備方針 : 「土地利用方針」「道路網計画」
- ②教育施設（学校） : 「小規模校の教育に関する今後の方針」「市境の学校区」
- ③スポーツ施設 : 「拠点スポーツエリアに関する整備方針」

【研究項目】

両市を一体的に考えた都市デザイン

⇒ 両市が一つになった場合を想定し、総体的な地域づくりを検討する上で、根幹となる「都市整備方針」「教育施設（学校）」「スポーツ施設」について研究したものです。

【研究組織】

桐生市企画課、都市計画課、教育総務課、学校教育課、スポーツ体育課、広域調整室
みどり市都市計画課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、企画課

ワーキンググループ4における研究成果について【都市整備方針①】

【都市整備方針の基本的な考え方】

- ①コンパクトシティ・プラス・ネットワークを核とした都市構造の構築を目指し、都市・地域の拠点への都市的土地利用の誘導及び都市基盤の集約を図ります。
- ②都市・地域の拠点間の連携を強化する交通軸の整備を図ります。

【土地利用方針の設定に当たっての基本的な考え方】

- ①合併後、急激な変更をせず、時期に応じた段階的な土地利用規制の導入を図ります。
- ②従前からの“まちのまとまり”や整備済みの都市基盤を最大限活用が図られるよう配慮します。
- ③都市・地域の拠点へ積極的な人口誘導、農用地の維持、営農環境の保全などによる計画的な土地利用を進めます。

【道路網の計画の基本的な考え方】

- ①都市・地域拠点間の連携強化、高速道路網へのアクセス性向上に寄与する路線を計画します。
- ②整備済み路線の利用など既存ストックを最大限活用できるよう配慮します。

ワーキンググループ⁴における研究成果について【都市整備方針②】

【土地利用方針】

土地利用の現況は以下のとおりです。現在、線引きが行われているのは、「桐生市」（旧桐生地区）のみです。

【土地利用の現況総括表】

旧市町村名	都市計画区域名	線 引 き	人口集中地区	農業振興地域
桐 生 市	桐 生	有	有	無
大間々町	みどり	無	有	有
笠 懸 町	みどり	無	無	有
新 里 村	新 里	無	無	有
黒保根村	区域外	—	無	有
東 村	区域外	—	無	有

ワーキンググループ⁴における研究成果について【都市整備方針③】

【土地利用方針】

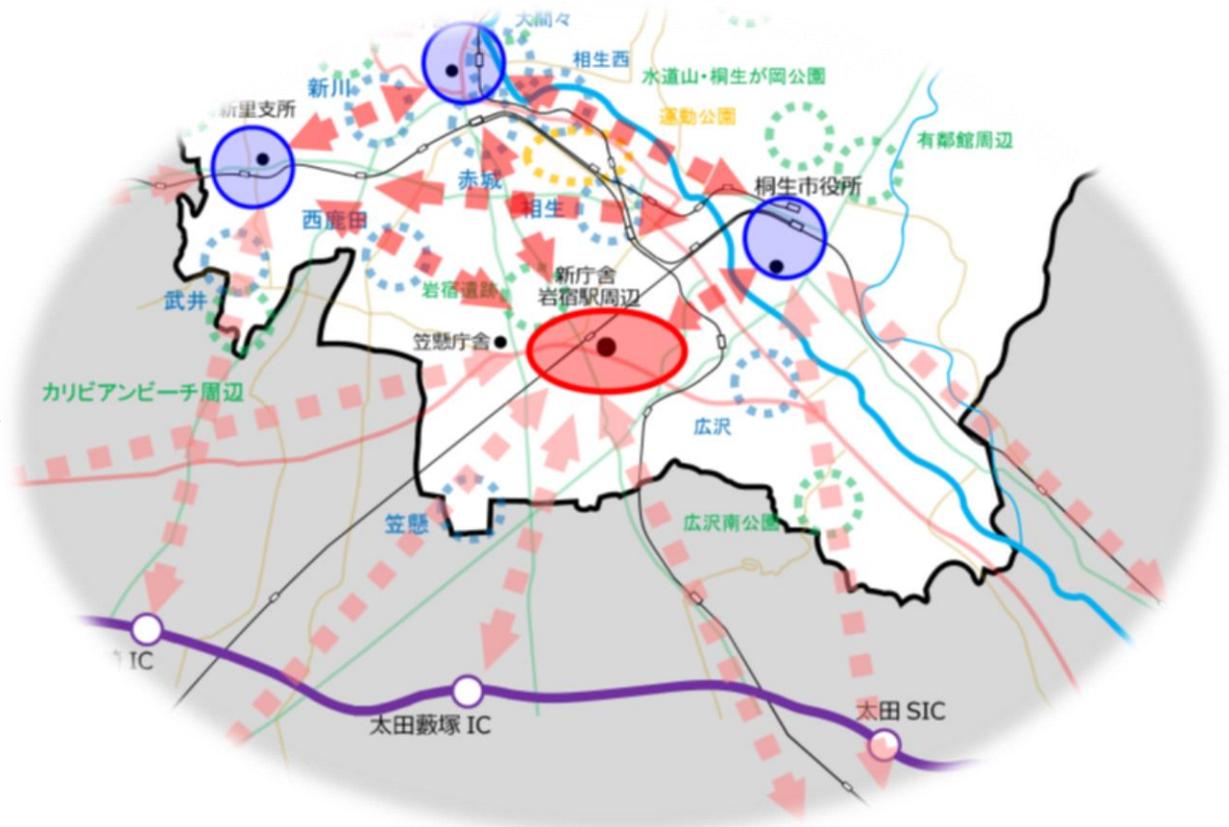
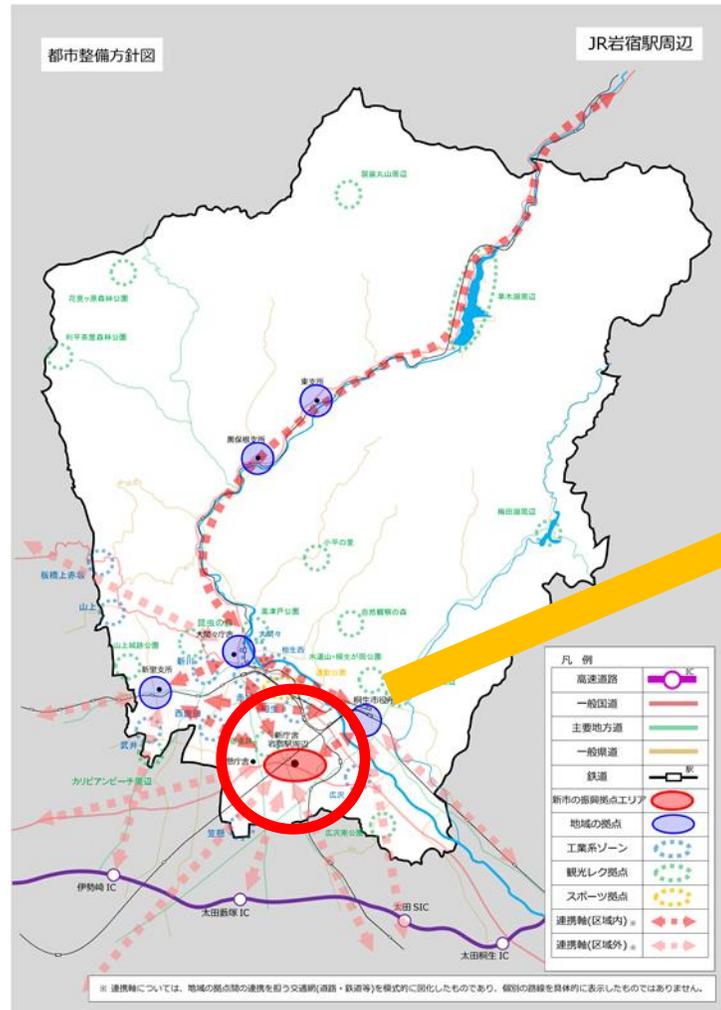
合併後、急激な変更をせず、時期に応じた段階的な土地利用規制の導入を図ります。

【土地利用規制の段階的な導入方針】

	桐生都市計画区域	新里 及び みどり都市計画区域
概ね 3 ～ 5 年後	<ul style="list-style-type: none">・都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の作成・都市機能誘導区域、居住誘導区域の指定	<ul style="list-style-type: none">・都市計画区域を統合し、新たな非線引き都市計画区域の設定・土地利用規制導入の検討に着手
概ね 5 ～ 10 年後	—	非線引き都市計画区域全体を対象とした土地利用規制の導入
概ね 10 年後以降	将来を見据えた一体的な土地利用の見直し	

ワーキンググループ⁴における研究成果について【都市整備方針④】

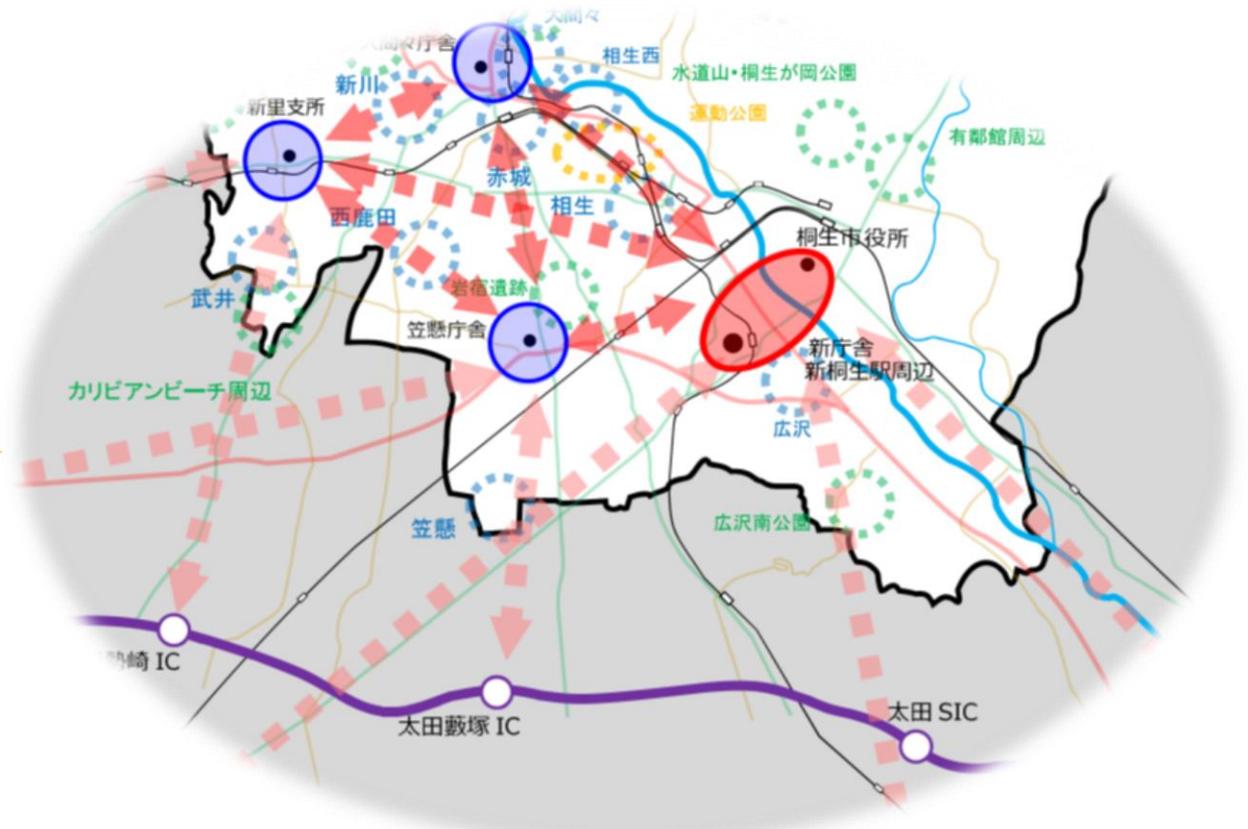
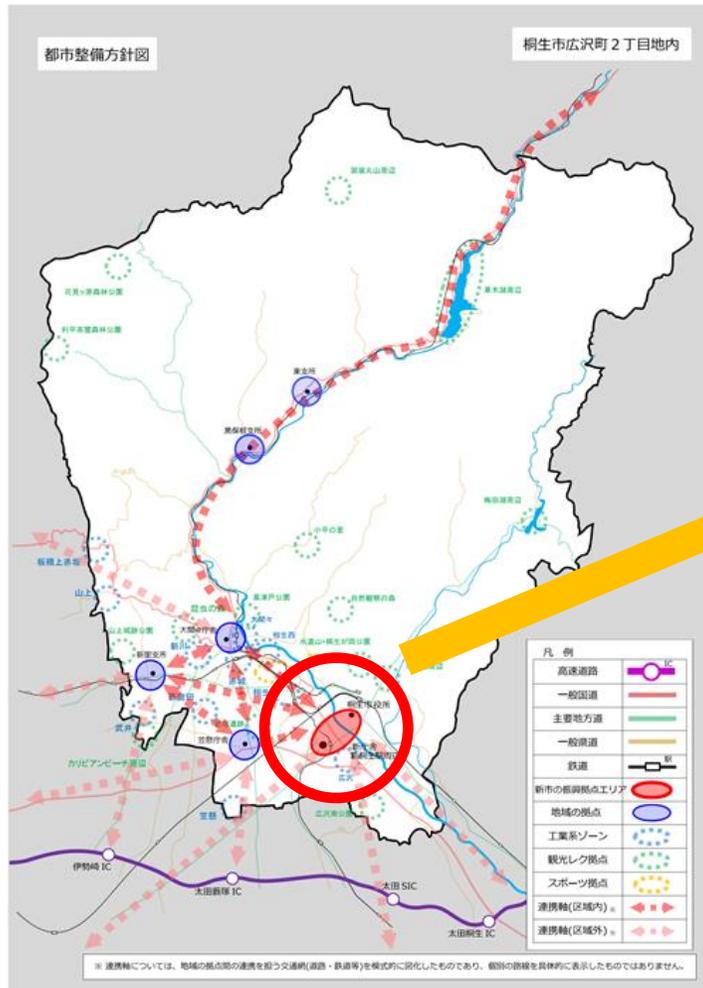
新庁舎を“ JR岩宿駅周辺（みどり市） ”とした場合の都市整備方針図



【新庁舎周辺の拡大図】

ワーキンググループ⁴における研究成果について【都市整備方針⑤】

新庁舎を “ 桐生市広沢町二丁目地内 ” とした場合の都市整備方針図



【新庁舎周辺の拡大図】

ワーキンググループ⁴における研究成果について【教育施設(学校)①】

【教育施設(学校)に関する方針】

①市境における学校区

- ・共通学区の設置など地域の要望を踏まえた対策を検討します。

②小規模校の教育

- ・小・中連携を一層推進します（小・中学校の兼務教員による乗り入れ授業等）。
- ・一貫教育校を検討します（小・中学校が一体となって指導できる体制の構築等）。

③学校の適正配置

- ・合併が実現した際に、学校ごとの生徒数、地域の意見なども踏まえて検討します。

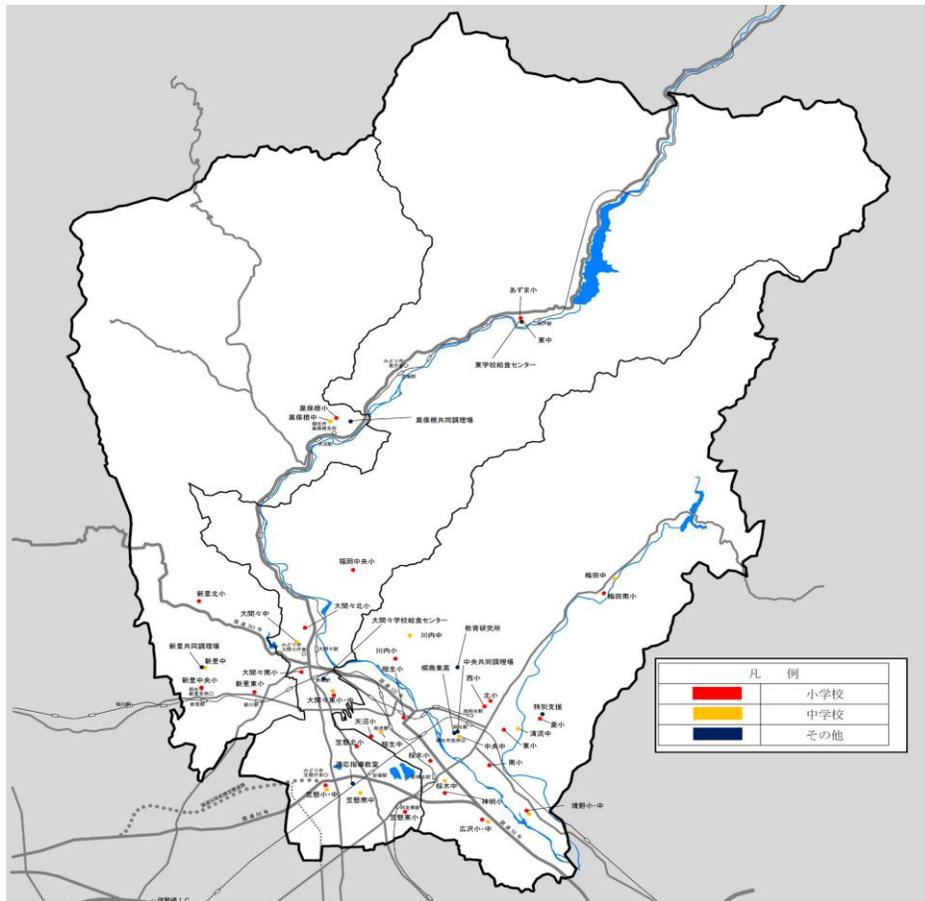
【 現在、両市が抱えている課題 】

- ①桐生市とみどり市の市境（相生地区と大間々地区）の問題
- ②黒保根町と東町の小・中学校といった小規模校における教育の問題

ワーキンググループ④における研究成果について【教育施設(学校)②】

合併時の新市における学校施設数と同規模程度の自治体の学校施設数はほぼ同数です。

【両市における学校の立地状況】



【新市と人口が同規模程度の自治体における学校の立地状況】

	人 口	面 積	小 学 校	中 学 校
新 市	17万人	482.8km ²	25校	15校
足 利 市	14.9万人	177.8km ²	22校	11校
日 立 市	18.3万人	225.7km ²	25校	15校

※総務省で公開している市町村の類似団体で同じ類型に属する2市（日立市、足利市）を抽出しました。

ワーキンググループ4における研究成果について【スポーツ施設①】

【スポーツ施設に関する方針】

①拠点スポーツ施設のあり方

- ・市民の利便性や現在の利用状況などを踏まえ、両市の中心地に位置し、かつ、交通アクセス性が高い場所に、拠点スポーツ施設を配置します。

②スポーツ施設集約化の考え方

- ・施設の老朽化や類似施設などを考慮し、拠点となるスポーツ施設を集約します。

③生涯スポーツ施設のあり方

- ・総合的に市民スポーツの利用状況などを考慮し、集約・縮小などを検討します。

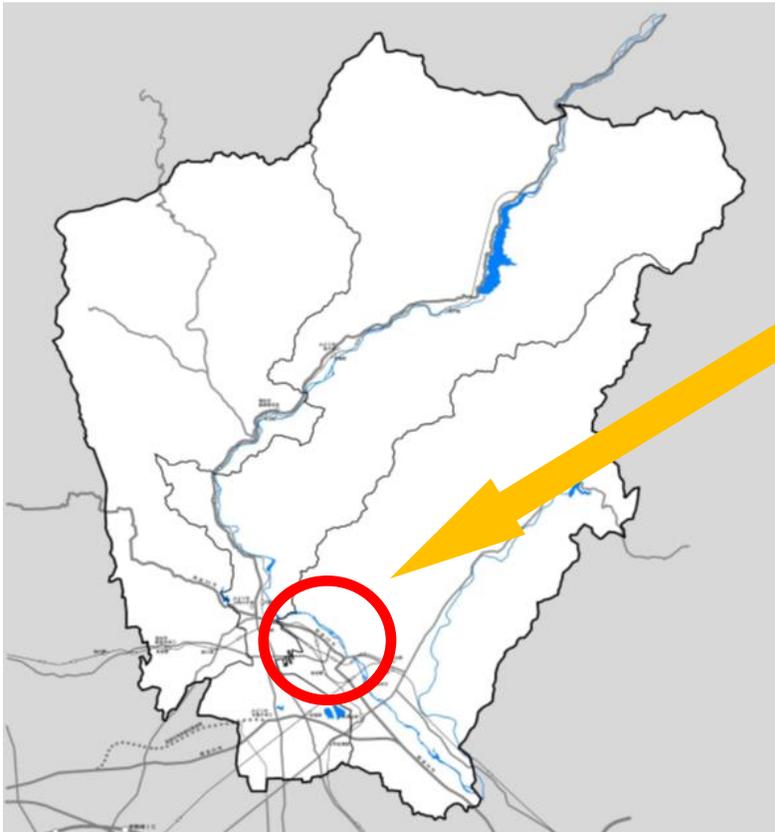
【 現在、両市が抱えている課題 】

- ①スポーツ施設の老朽化
- ②施設の統廃合・集約化

ワーキンググループ4における研究成果について【スポーツ施設②】

桐生市相生町にある運動公園、みどり市大間々町にある大間々グラウンドを中心に両市の拠点スポーツエリアとして整備することを検討します。

【両市の拠点スポーツエリア候補地】



【 拠点スポーツ施設の候補地及び選定理由 】

①拠点スポーツ施設の候補地

・桐生市相生町の運動公園、みどり市大間々町の大間々グラウンドを中心に両市の拠点スポーツエリアとして整備。

※すべてのスポーツ施設を拠点スポーツエリア内で完結させることは難しいため、既存のスポーツ施設も有効活用します。

②選定理由

- ・両市の市民が以前から多数利用
- ・利便性の高い交通アクセス

ワーキンググループ5における研究成果について①

【ワーキンググループ5における研究成果】

ワーキンググループ5では、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する場合には必要な財源措置を講ずる制度「連携中枢都市圏制度」について研究しました。

両市が将来にわたって輝きを放つ地域であり続けるためには、桐生厚生総合病院の周産期医療の分野など広域圏単位でも強みとなり得る部分を一層充実させると同時に、安心して子育てできる環境整備に努め、地域の特性や優位性を維持・強化することが必要不可欠です。

【研究項目】

連携中枢都市圏制度に対応した地域のあり方

⇒ 地域間連携の一つの手段である「連携中枢都市圏制度」の現状把握などを行うことにより、合併後、東毛地域における先導的な地位を確立し、両市が将来にわたって輝きを放つ地域であり続けるために、本制度について研究したものです。

【研究組織】

桐生市広域調整室
みどり市企画課

ワーキンググループ5における研究成果について②

「連携中枢都市圏制度」の概要については以下のとおりです。

【制度の概要】

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市※が近隣の市町村と連携し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する場合に、必要な財政措置を講ずる制度です。

※中心都市とは、指定都市または中核市で、昼夜間人口比率が1以上かつ三大都市圏の区域外に所在することが要件です。現時点では、全国で61市が該当し、群馬県内では前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市が該当します。両毛広域圏構成自治体の中で要件を満たすのは、太田市のみです。

【連携中枢都市圏に求められているもの】

- ①圏域全体の経済成長のけん引（例：産学官の共同研究 など）
- ②高次の都市機能の集積・強化（例：高度医療の提供体制の充実 など）
- ③圏域全体の生活関連機能サービスの向上（例：地域交通ネットワーク形成 など）

ワーキンググループ⑤における研究成果について③

連携中枢都市の取組みに対する財政措置は以下のとおりです。

財 政 措 置			連携中枢都市 (中心都市)	連携市町村 (周辺都市)
普通交付税	「経済成長」及び「高次都市機能」	圏域人口に応じて算定 (圏域人口75万人で2億円)	○	—
特別交付税	「生活関連機能」	1市当たり年間1.2億円程度 (基本)	○	—
	「生活関連機能」「経済成長」 及び「高次都市機能」	1市町村当たり 年間1,500万円(上限)	—	○
	「外部人材の活用」	圏域構成市町村当たり 年間700万円(上限), 最大3年	○	○
	病診連携等による地域医療の確保	80%, 800万円(上限)	○	○
	へき地における遠隔医療	80%	○	○
算定要素の追加	連携中枢都市圏の形成により、辺地度点数の積算に当たって 連携中枢都市までの距離を算定することを可能とする。		○	○

※「経済成長のけん引」は「経済成長」、「高次都市機能の集積・強化」は「高次都市機能」、「生活関連機能サービスの向上」は「生活関連機能」と表記。

ワーキンググループ5における研究成果について④

連携協約制度による自治体連携に対する様々な意見（一般論）は以下のとおりです。

メリット	デメリット
市町村合併とは異なり、各市町村の組織の自律性を維持しつつ、自治体連携ができる。	連携市町村への財源保障は特別交付税のみであり、もっと明確な交付金が望ましい。
連携協約は1対1の協約であるため、都合の良い事業だけを選択して自治体連携ができる。	連携中枢都市（中心都市）に依存する意識が生まれ、自律の意思や独自性の希薄化が懸念される。
連携協約の締結には市町村議会の議決が必要であるため、行政の安定性が確保される。	将来的には、連携市町村の必要な施設が連携中枢都市に集約されてしまいかねない。

ワーキンググループ5における研究成果について⑤

連携中枢都市圏の想定地域である「両毛広域圏」の現況については以下のとおりです。

【両毛広域圏構成市の将来推計人口】

※東毛地区計：板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町の5町の人口を含みます。

市名	A 国勢調査 (2010年)	B 将来推計人口 (2040年)	C 減少数 (A - B)	減少率 C / A
桐生市	121,704人	78,242人	43,462人	35.7%
みどり市	51,899人	42,631人	9,268人	17.9%
小計(新市)	173,603人	120,873人	52,730人	30.4%
太田市	216,465人	194,005人	22,460人	10.4%
館林市	78,608人	61,330人	17,278人	22.0%
東毛地区計 [※]	574,344人	458,417人	115,927人	20.2%
足利市	154,530人	108,593人	45,937人	29.7%
佐野市	121,249人	90,228人	31,021人	25.6%
両毛地区計	850,123人	657,238人	192,885人	22.7%

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月)

ワーキンググループ5における研究成果について⑥

連携中枢都市圏の想定地域である「両毛広域圏」の現況については以下のとおりです。

【両毛広域圏構成市の医療機関数】

※東毛地区計：板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町の5町の医療機関を含みます。

市名	病院	一般診療所	歯科診療所	備考
桐生市	8施設	108施設	81施設	
みどり市	4施設	28施設	21施設	
小計（新市）	12施設	136施設	102施設	
太田市	11施設	146施設	106施設	3次救急施設あり
館林市	6施設	51施設	42施設	
東毛地区計※	31施設	389施設	288施設	
足利市	12施設	108施設	93施設	3次救急施設あり
佐野市	5施設	102施設	61施設	
両毛地区計	48施設	599施設	442施設	

【出典】厚生労働省平成25年医療施設（動態）調査・病院報告の概況

(2) 合併協議に必要な項目の研究成果について

合併協議に必要な項目の研究成果について【①合併の方式】

【合併の方式に関する研究成果】

市と市との合併であり、対等な立場で新市のまちづくりを進めていく観点から、
「新設合併」が望ましい。

【研究概要】

○「合併の方式」の候補

- ①新設合併
- ②編入合併（桐生市がみどり市を編入する場合）
- ③編入合併（みどり市が桐生市を編入する場合）

合併協議に必要な項目の研究成果について【②新市の名称（ア）】

【新市の名称に関する研究成果】

新市の名称については、以下のいずれかの方法が望ましい。

- ・現在の両市名も可とした公募あるいはアンケートの実施（公募等）
- ・現在の両市名を不可とした新しい名称を公募し、地域自治区として桐生区・みどり区を設定（公募）

【研究概要】

○新市名のあり方

- ①桐生・みどり地域の認知度や歴史的背景などを考慮します。
- ②市民の意向を十分に考慮します。

合併協議に必要な項目の研究成果について【②新市の名称（イ）】

【新市の名称に関する研究成果】

新市の名称については、公募等で実施することが公平・公正であります。旧市名に対する市民の思いなどを考慮し、新しい名称となる場合にも、旧市名が残ることが望ましい。

○新市名の候補とその理由

新市名の候補	選 定 理 由
新しい名称	新設（対等）合併する場合、市民公募等で決定することが公平・公正である。
桐 生 市	長年桐生広域圏を牽引してきた当地域の中心としてであり、全国的な知名度が高い。
み どり 市	誕生間もないが大切にしたい思いがある。

○名称の決定方法を「公募等」とした理由

新設（対等）合併する場合、市民公募等で決定することが公平・公正です。

合併協議に必要な項目の研究成果について【③事務所の位置（ア）】

【事務所の位置に関する研究成果】

事務所の位置については、以下のいずれかの場所が望ましい。

- ・ JR岩宿駅周辺
- ・ 桐生市広沢町二丁目地内



合併協議に必要な項目の研究成果について【③事務所の位置（イ）】

「事務所（新庁舎）のあり方」については以下のとおりです。

あり方	理由等
本庁支所方式	合併後における市域が広がること、分庁方式による機能分散には非効率な面があることなどを考慮すると、新市の庁舎体制としては「本庁支所方式」が望ましい。
庁舎の集約化	<p>①長年桐生広域圏を牽引してきた当地域のほとんどの庁舎は建築耐用年数を経過した状態であり、今後の維持管理費用などを考慮すると、庁舎の集約化を図る必要がある。</p> <p>②市民の利便性、行政の効率化、災害時の機能確保などを考慮の上、既存庁舎の集約を図り、本庁機能の充実・強化を図る必要がある。</p>

合併協議に必要な項目の研究成果について【③事務所の位置（ウ）】

「事務所（新庁舎）の集約化の考え方」については以下のとおりです。

集約化の考え方	メリット	デメリット
既存庁舎の活用	財政的負担などを考慮した場合、既存庁舎の活用が第一の選択肢となる。	現状で対応可能なものは、「現桐生市役所」のみだが、施設の老朽化・非耐震性、慢性的な駐車場不足などが課題である。
既存庁舎の建て替え	<ul style="list-style-type: none">・市有地であり、市の判断で自由に活用することができる（用地取得に係る費用などが不要）。・既存の都市施設や行政施設などのストックを引き続き活用することができる。	<ul style="list-style-type: none">・建設期間中の移転や仮庁舎の建設などが必要となる。・庁舎の建て替え費用に加え、仮庁舎の建設などの財政的な負担が発生する。・庁舎の建て替え中、一時的に市民サービスが低下する。

合併協議に必要な項目の研究成果について【③事務所の位置（工）】

「事務所（新庁舎）の集約化の考え方」については以下のとおりです。

集約化の考え方	メリット	デメリット
民間施設の活用	<ul style="list-style-type: none">・新庁舎の建設には多額の費用が伴うため、既存施設の活用は財政的なメリットがある。・桐生・みどり地域には有用な施設が存在することから、市有施設に限定せず、既存施設の有効活用という観点で、民間施設にまで対象を広げて検討する。	施設の取得や用地の確保について、所有者や地権者の同意や諸手続きに時間を要することなどが課題である。
庁舎の新設	<ul style="list-style-type: none">・建設期間中の移転や仮庁舎が不要となり、その分の経費削減や建設期間の短縮が図れる。・旧庁舎での業務を維持しつつ新庁舎を建設できるため市民の利便性を損なわない。	用地の確保について、地権者の同意や諸手続きに時間を要することなどが課題である。

合併協議に必要な項目の研究成果について【③事務所の位置（オ）】

「事務所のあり方」「事務所の集約化の考え方」を踏まえた、「新庁舎の建設等についての考え方」は以下のとおりです。

- ・新庁舎を建設する場合 : 新たな土地に庁舎を建設します。
- ・財政負担の軽減を優先する場合 : 既存民間施設を活用します。

新庁舎建設等の考え方	内 容 等
新 庁 舎	新たな土地に庁舎を建設する。 (理 由) 災害対策本部の機能確保による市民の安全・安心な生活の維持、行政運営上の停滞や市民サービスの低下を招かないこと、財政負担の軽減などを考慮。
既存民間施設の活用	財政負担軽減を最優先とした場合、新庁舎の建設ではなく、既存民間施設を活用する。

合併協議に必要な項目の研究成果について【③事務所の位置（カ）】

「事務所のあり方」などを踏まえた、「候補地を選定する上で配慮すべき事項」は以下のとおりです。

【候補地を選定する上で配慮すべき事項】

- ①庁舎の利用頻度などを考慮し、人口分布集中地区及び増加地区に位置するか、あるいは、隣接する立地とします。
- ②新たな市街化を誘発しないため、一定の市街化が図られている地域とします。
- ③鉄道駅周辺など交通利便性が高く、市街化が進行した場合でもコンパクトな街並みの形成に繋がる地域とします。
- ④財政負担の軽減に繋がるよう、用地確保の容易さや建設費用の削減に留意します。

合併協議に必要な項目の研究成果について【③事務所の位置（キ）】

「新庁舎の候補地」については以下のとおりです。

候補地	<p style="text-align: center;">J R 岩 宿 駅 周 辺</p> 	<p style="text-align: center;">桐 生 市 広 沢 町 二 丁 目 地 内 (新桐生駅に隣接する既存ビル)</p> 
選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ① 将来的に人口増加が見込まれる地域 ② J R 岩宿駅や国道50号などとの良好なアクセス性 	<ul style="list-style-type: none"> ① 既存施設の活用による建設経費の大幅な縮減 ② 新桐生駅との良好なアクセス性

合併協議に必要な項目の研究成果について【③事務所の位置（ク）】

「新庁舎の候補地」の課題及び解決策については以下のとおりです。

候補地	J R 岩 宿 駅 周 辺	桐 生 市 広 沢 町 二 丁 目 地 内 (新桐生駅に隣接する既存ビル)
課題及びその解決策	<p>①用地取得費や庁舎建設費などの財政負担 ⇒ 必要最小限の規模で十分な機能を備えた庁舎の検討 ⇒ 国・県の機関や施設との複合化の検討</p> <p>②計画立案から用地取得、庁舎建設までに一定の時間を要する ⇒ 建設期間中における既存庁舎の活用（各庁舎での申請受付 など）</p> <p>③大間々、黒保根、東地域からのアクセス性 ⇒ 市道・県道などの道路の整備 ⇒ 電子自治体機能の強化</p>	<p>①自動車でのアクセス性 ⇒ 市道・県道などの道路の整備 ⇒ 電子自治体機能の強化</p> <p>②新桐生駅とのアクセス性を向上させるため、連絡通路などの整備が必要 ⇒ 国道へのアクセス道路の整備 ⇒ 新桐生駅西口整備及び連絡通路整備</p> <p>③渋滞問題の及び駐車スペースの確保 ⇒ 県道へ接続する市道拡幅等の改良工事 ⇒ 既存駐車場の活用・近隣の用地確保</p>

合併協議に必要な項目の研究成果について【④議員の定数】

議会議員の定数については、両市の議会の協議による決定することになりますが、改正前の地方自治法を参考とし、「**34人の範囲内**」を目安としました。

【定数の選定理由】

平成23年改正前の地方自治法第91条第2項第7号を参考とし、議会議員の定数の目安を設定。

＜根拠法令＞ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）（抄）

第91条 市町村の議会の議員の定数は条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 人口10万人以上20万人未満の市 34人

(8)～(11) (略)

3 (略)

平成23年8月、議員定数の上限そのものが撤廃され、法定数の規定がなくなりました。

合併協議に必要な項目の研究成果について【④議員の任期】

議会議員の任期については、両市の議会の協議により決定することになりますが、市町村の合併に関する法律第9条に基づき、「**2年の範囲内で在任特例を設定する**」とします。

【任期の選定理由】

市町村の合併に関する法律第9条に基づき、議会議員の任期を設定。

＜根拠法令＞ 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）（抄）

（議会の議員の在任に関する特例）

第9条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。（中略）

（1）新たに設置された市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

（2）（略）

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑤市税（ア）】

「**個人市民税（税率）**」に関する研究成果は以下のとおりです。

区 分	桐 生 市	み どり 市	研 究 成 果
均 等 割	3,500円※	3,500円※	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。
所 得 割	6%	6%	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。

※均等割には、復興特別税を含みます。

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑤市税（イ）】

「法人市民税（税率）」に関する研究成果は以下のとおりです。

区 分	桐 生 市	み どり 市	研 究 成 果
均 等 割 1 号	60,000円	50,000円	<p>税率に差が生じているため、 合併時まで調整します。</p> <p>（税率を統一する際には、必要に応じて、不均一課税（激変緩和措置）の適用を検討します。）</p>
均 等 割 2 号	144,000円	120,000円	
均 等 割 3 号	156,000円	130,000円	
均 等 割 4 号	180,000円	150,000円	
均 等 割 5 号	192,000円	160,000円	
均 等 割 6 号	480,000円	400,000円	
均 等 割 7 号	492,000円	410,000円	
均 等 割 8 号	2,100,000円	1,750,000円	
均 等 割 9 号	3,600,000円	3,000,000円	
法 人 税 割	12.1%	12.1%	<p>税率に差がないため、 現行のまま新市に引き継ぎます。</p>

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑤市税（ウ）】

「固定資産税（税率）」に関する研究成果は以下のとおりです。

区 分	桐 生 市	み どり 市	研 究 成 果
固定資産税	1. 4%	1. 4%	税率に差がないため、 現行のまま新市に引き継ぎます。 ※1

※1：農地に係る固定資産税の取扱いは現行のまま変わりません。

「都市計画税（税率）」に関する研究成果は以下のとおりです。

区 分	桐 生 市	み どり 市	研 究 成 果
都市計画税	0. 25%	規定なし	現行のまま新市に引き継ぎます。 ※2・3

※2 都市計画税の課税対象区域は、現行のまま変わりません。

※3 新市において土地利用規制の見直しが行われた場合、都市計画税の取扱いについても必要な調整を行うものとします。

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑤市税（工）】

市税の中でも、市民の関心が高く、両市の取扱いに差異がある「**農地における固定資産税**」については、農地の区分によって、評価・課税が異なり、桐生市には「市街化区域農地」「一般農地」が、みどり市には「一般農地」があります。両市の税額に差が生じている理由は、「一般農地」か、「市街化区域農地」かの違いではありますが、土地利用規制を行わない限り、税額は現行のまま変わりません。

【農地における固定資産税の区分、評価及び課税】



※一般農地：純粹に農地としての価値に着目して評価，市街化区域農地：宅地としての潜在的価値に着目して宅地並みの評価

※ 農林水産省ホームページ「農地に関する税制特例について」を基に作成。

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑤市税（オ）】

市税の中でも、市民の関心が高く、両市の取扱いに差異がある「都市計画税」については、現在、桐生市の市街化区域内に所在する土地及び家屋にのみ課税されています。合併後についても、土地利用規制が行われないう限り、課税対象は変わらず、みどり市の土地及び家屋に対する都市計画税の課税は行われません。

【 都市計画税の仕組み 】

概 要：道路・下水道・公園整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税

課税対象者：市街化区域内に所在する土地又は家屋の所有者

課 税 区 域：以下の表のとおり（線引き：市街化区域と市街化調整区域の区分）

線引き都市計画区域		非線引き都市計画区域
市街化区域	市街化調整区域	
全 域	条例で定める区域	条例で定める区域

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑤市税（力）】

「**軽自動車税（税率）**」に関する研究成果は以下のとおりです。

区 分	桐 生 市	み どり 市	研 究 成 果
原動機付自転車 50cc以下	1,000円	1,000円	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。
原動機付自転車 90cc以下	1,200円	1,200円	
原動機付自転車 125cc以下	1,600円	1,600円	
ミニカー	2,500円	2,500円	
小型特殊自動車（農耕用）	1,600円	1,600円	
小型特殊自動車（その他）	4,700円	4,700円	
二輪の軽自動車 250cc以下	2,400円	2,400円	
二輪小型自動車 250cc超	4,000円	4,000円	
雪上車	2,400円	2,400円	

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑤市税（キ）】

「**軽自動車税（税率）**」に関する研究成果は以下のとおりです。

区 分	桐 生 市	み どり 市	研 究 成 果
軽自動車（三輪車）	3, 1 0 0 円	3, 1 0 0 円	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。
軽自動車（四輪貨物営業用）	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	
軽自動車（四輪貨物自家用）	4, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	
軽自動車（四輪乗用営業用）	5, 5 0 0 円	5, 5 0 0 円	
軽自動車（軽自動車自家用）	7, 2 0 0 円	7, 2 0 0 円	

※軽自動車（三輪車，四輪貨物営業用・自家用，四輪乗用営業用・自家用）の税率は、平成27年3月31日までに登録された車両の税率です。

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑥国民健康保険税】

「国民健康保険税（税率）」に関する研究成果は以下のとおりです。

【国民健康保険税の税率】

平成27年度(年額)

区 分		桐 生 市	み どり 市	研 究 成 果
医療給付分	所得割	8.4%	7.0%	税率に差が生じているため、 合併時まで調整 します。 (税率を統一する際には、必要に応じて、不均一課税(激変緩和措置)の適用を検討します。)
	資産割	—	25.0%	
	均等割	26,400円	22,000円	
	平等割	21,000円	21,000円	
後期高齢者支援分	所得割	2.2%	1.7%	税率に差が生じているため、 合併時まで調整 します。 (税率を統一する際には、必要に応じて、不均一課税(激変緩和措置)の適用を検討します。)
	資産割	—	9.5%	
	均等割	7,600円	6,000円	
	平等割	7,200円	5,000円	
介護納付金分	所得割	2.0%	1.0%	税率に差が生じているため、 合併時まで調整 します。 (税率を統一する際には、必要に応じて、不均一課税(激変緩和措置)の適用を検討します。)
	資産割	—	6.3%	
	均等割	9,000円	7,200円	
	平等割	6,200円	6,000円	

※【国民健康保険の広域化について】国民健康保険制度の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、事業運営の中心的役割を担うこととなります。県からは市町村ごとの医療費水準や所得水準を勘案して、国保事業費納付金の金額と、それを納めるために必要な標準保険料率が示されます。市町村は、県から示された率を参考に、個々の事情に応じて国民健康保険税の税率を決定します。

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑦介護保険料】

「介護保険料」に関する研究成果は以下のとおりです。

【65歳以上(第1号被保険者)の保険料】

平成27年度(年額)

	桐 生 市	み どり 市	研 究 成 果
所得段階数	13段階	15段階	保険料に差が生じているため、 合併後に策定する最初の 介護保険事業計画から 統一保険料とします。
基準額 (第5段階)	77,700円	65,700円	
最低額 (第1段階)	34,900円	32,900円	
最高額	147,700円	197,100円	

※介護保険料・・・3年を1期とする介護保険事業計画におけるサービスの利用見込量に応じて設定されます。

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑧上水道事業】

「**上水道事業の取扱い**」に関する研究成果は以下のとおりです。

研究項目	研究成果
⑧上水道事業の取扱い	<p>平成28年4月から、みどり市は群馬東部水道企業団へ移行するため、合併後も当面は企業団と新市の各々で水道事業を運営します。</p> <p>※当面、それぞれの事業運営を優先し、双方の事業が安定的に運営される中で、新市の事業形態について検討します。</p>

合併協議に必要な項目の研究成果について【⑨競艇事業】

「競艇事業の取扱い」に関する研究成果は以下のとおりです。

研究項目	研究成果
⑨競艇事業の取扱い	<p>現行のまま新市に引き継ぎます。</p> <p>※桐生市は、平成16年3月31日付で競艇事業を廃止しているが、現在の競艇事業の経営改善、運営状況等から現行のまま新市に引き継ぎます。</p>

合併協議に必要な項目の研究成果について【合併の方式 等】

【合併の方式等に関する研究成果について】

「合併の方式」「新市の名称」「事務所の位置」「議会議員の定数・任期」に関する研究成果は以下のとおりです。

研究項目	研究成果	
①合併の方式	新設合併	
②新市の名称	現在の両市名も可とした公募あるいはアンケートの実施	現在の両市名を不可とした新しい名称を公募し、地域自治区として桐生区・みどり区を設定
③事務所の位置	J R 岩宿駅周辺	桐生市広沢町二丁目地内
④議会議員の定数・任期	【定数】 3 4 人の範囲内	【任期（在任特例期間）】 合併後 2 年の範囲内

合併協議に必要な項目の研究成果について【市税①】

【市税（税率）の取扱いに関する研究成果について】

「市税（税率）の取扱い①」に関する研究成果は以下のとおりです。

研究項目	研究成果		
⑤市税（税率）の取扱い	個人市民税	均等割	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。
		所得割	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。
	法人市民税	均等割	税率に差が生じているため、 合併時まで調整 します。 ※税率を統一する際には、必要に応じて不均一課税（激変緩和措置）の適用を検討します。
		法人税割	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。

合併協議に必要な項目の研究成果について【市税②】

【市税（税率）の取扱いに関する研究成果について】

「市税（税率）の取扱い②」に関する研究成果は以下のとおりです。

研究項目	研究成果		
⑤市税（税率）の取扱い	固定資産税	—	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。 ※農地に係る固定資産税の取扱い（税額の算出方等）は現行のまま変わりません。
	都市計画税	—	現行のまま 新市に引き継ぎます。 ※都市計画税の課税対象区域は現行のまま変わりません ※新市において土地利用規制の見直しが行われた場合は、都市計画税の取扱いについても必要な調整を行うものとします。
	軽自動車税	—	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。

合併協議に必要な項目の研究成果について【国民健康保険税 等】

【国民健康保険税（税率）の取扱いに関する研究成果について】

「国民健康保険税（税率）の取扱い」「介護保険料の取扱い」に関する研究成果は以下のとおりです。

研究項目	研究成果
⑥国民健康保険税（税率）の取扱い	税率に差が生じているため、 合併時まで調整 します。 ※税率を統一する際には、必要に応じて不均一課税（激変緩和措置）の適用を検討します。
⑦介護保険料の取扱い	保険料に差が生じているため、 合併後に策定する最初の介護保険事業計画から統一保険料 とします。 ※介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画におけるサービスの利用見込量に応じて設定されます。

合併協議に必要な項目の研究成果について【上水道事業 等】

【上水道事業の取扱い等に関する研究成果について】

「上水道事業の取扱い」「競艇事業の取扱い」に関する研究成果は以下のとおりです。

研究項目	研究成果
⑧上水道事業の取扱い	<p>平成28年4月から、みどり市は群馬東部水道企業団へ移行するため、合併後も当面は企業団と新市の各々で水道事業を運営します。</p> <p>※当面は、それぞれの事業運営を優先し、双方の事業が安定的に運営される中で、新市の事業形態について検討します。</p>
⑨競艇事業の取扱い	<p>現行のまま新市に引き継ぎます。</p> <p>※桐生市は、平成16年3月31日付で競艇事業を廃止していますが、現在の競艇事業の経営改善、運営状況等から現行のまま新市に引き継ぎます。</p>

3 総括（まとめ）

各ワーキンググループ°における研究成果に対する考察①【行財政運営】

・今後、新市においては、人口減少や少子高齢化の進行に伴う歳入の減少に加え、公共施設の老朽化に伴う大規模改修や建替えなどの課題等により歳出の増加が考えられ、厳しい行財政運営を迫られることが予想されます。

・このような状況下において、新市における合併後10年間の財政シミュレーションを検討したところ、歳入が減少傾向にある中、行政サービス水準の維持・向上のためには10年間で約57億円の追加財源が必要であり、合併による事業・組織の効率化に伴う人件費の削減で約75億円の縮減が見込まれますが、両市の抱える課題の解決、新庁舎の建設等多くの財源が必要であることも加味すると、財政面で大きな負担を伴う可能性が高く、今後は、事業の優先度等十分考慮しながら、市民の利便性を確保しつつ、慎重な財政運営を進める必要があります。

各ワーキンググループ°における研究成果に対する考察②【まちづくり】

・まちづくりの方向性については、合併後の急激な変更を避けた段階的な土地利用規制の導入を図りながら、既存のまちのまとまりや整備済みの都市基盤を最大限活用し、都市・地域の拠点への積極的な人口誘導や都市基盤の集約を行うことに加え、都市・地域拠点間の連携を強化する交通軸を整備することにより、市民が安心して生活でき、地域の活力を維持できるまちづくりを進めます。また、拠点スポーツ施設の整備やよりよい教育環境の構築など、両市が一体となってまちづくりを進めることにより、一層市民の利便性を向上し、本地域の魅力の向上につなげていけるものと考えます。

・両市が将来にわたり輝きを放つ地域であり続けるためには、人口減少を始めとした山積する課題の解決を図ることが必要不可欠です。両市が合併した場合でも17万人規模の都市ではありますが、桐生・みどり地域には、先人が築き上げてきた歴史や文化、教育等の特徴があり、特に、桐生厚生総合病院の周産期医療の分野は、広域圏単位であっても大きな強みといえることから、教育環境の整備や子育て支援などと併せることで、子どもを安心して生み育てられる地域となることができ、将来にわたり輝きを放つ地域であり続けられるものと考えます。

合併協議に必要な項目の研究成果に対する考察

- ・本研究会で提示した案については、あくまでも事務レベルでの研究結果であり、外部機関との調整も一切行っていないため、実際に合併協議会で議論される場合には、改めて多角的な検討がなされるべきものです。
- ・桐生・みどり新市建設研究会の目的は、合併に必要な様々な調整事項を調査・研究することであり、市民の皆さんの関心ごとや生活に密着した内容を中心に、両市が一つになった場合のイメージをお伝えし、市民の皆さんに両地域の将来について考えていただくことです。
- ・人口減少問題を始めとした山積する課題の解決を図るためには、一自治体における対策だけでは限界があり、他の自治体との連携は必要不可欠です。通勤・通学圏、医療圏及び商圈など一つの生活圏を形成している両市が、将来にわたって持続可能なまちとして発展していくためには、合併やより緊密な地域間の連携が大変重要であるという考えに至りました。